**第６期（平成28～30年度）「大田区地域包括支援センター運営に関する提言書」への対応状況**

資料5

（令和３年度第１回大田区地域包括支援センター運営協議会報告）

**１　地域包括ケアシステムにおいて求められるセンターの役割について**

|  |  |
| --- | --- |
| 提言 | 対応状況 |
| 1. 施設の立地やバリアフリーに課題があるセンターについては、地域事情や区民の意見等を十分に踏まえた上で、区民の利便性の向上を図ること。また、センターの視認性・明示性を高め、区民にとって担当するセンターがわかりやすくなる取組を検討すること。
2. シニアステーション事業は、健康増進や介護予防についての意識を高める効果が高いことがモデル事業の実施で立証された。今後はさらに積極的にシニアステーション事業などを実施・展開すること、加えて、高齢者の主体的な取組みを支援する、介護予防ケアマネジメントによる介護予防支援業務を行うこと。

（３）センターの認知度向上や地域包括ケアシステムへの理解が得られるよう、効果的な広報を工夫し、業務の円滑な推進に寄与すること。（４）一人ひとりの区民の方が地域包括ケアシステムの主体者であることを啓発していくとともに、地域ケア会議によって得られた成果を解りやすく公表し、その成果への関心を高めることによって、区民の地域包括ケアシステムへの理解を深め、参画を促すことが求められる。（５）センターに求められる役割は、大田区地域防災計画において、平時の防災意識の普及・啓発や発災時の対応など多岐にわたる。区や関係機関との連携を図り、課題の解決に向けた行動を期待する。 | （１）高齢者人口の増加という地域事情を受け、馬込地区を分割し、令和2年度から２センターで設置運営を行っている。センターの新設・移転にあたっては東京都福祉のまちづくりの条例に則り、バリアフリーに対応した設備となるよう整備を行っている。また、区施設である特別出張所との複合化に向け順次移転の計画を整備し、地域住民にとって分かりやすく、なじみやすいセンター設置を目指している。六郷・西六郷の担当地域の見直しを行い、JRの線路で区分し、踏切を渡らなくても担当センターまで行けるなど、安全性を確保している。（２）平成28年度からモデル事業として開始したシニアステーション事業について、平成30年度末に５館、令和２年度末で７館にて事業実施を行っている。また、各地域において、関係機関と連携し、ポールｄｅウォークなどフレイル予防の取組を行っている。地域包括支援センターにて、地域住民による通いの場づくりや、継続支援を行っている。各センターにおいても、地域資源マップの作成や、通いの場づくりの担い手の働きかけを行っている。（３）地域包括支援センターリーフレットや区設置掲示板にて、地域包括支援センターの広報を行っている。また、平成28年度から地域包括ケアの推進の一つとして「地域包括支援センター」の正式名称の積極的使用を行い、地域包括支援センターの役割とともに周知を行っている。また、取組事例発表会の開催にて、センターの取り組みを発表している。（４）地域包括ケアシステムについて、区民の理解を深めるため、周知用リーフレットを作成し、各地域包括支援センター、各地域福祉課、各特別出張所に配布を行っている。また、大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議にて地域ケア会議の検討状況について報告を行うとともに、区ホームページでも公開を行っている。令和２年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、地域ケア会議の延期や規模縮小、またオンライン活用などの対応を行いながら、開催を行った。地域ケア会議で検討されている課題の解決のため、関係機関との連携強化を図り、多職種が協働しながら、個人や地域が抱える課題を発見し解決に向けた取り組みを実施している。（５）地域福祉課と連携し、風水害時等に避難に支援が必要な高齢者のリスト化と実態把握を行った。また、各センターにおいて、特別出張所や自治会・町会などの地域住民・団体と連携しながら、防災のまちづくりに向け、訓練の実施や顔の見える関係づくりの取り組みを行っている。 |

**２　評価事業について**

|  |  |
| --- | --- |
| 提言 | 対応状況 |
| 1. 利用者・民生委員・介護支援専門員へのアンケート調査は、経年的な比較分析ができるよう、定期的に実施すること。なお、配布数などに違いがあり統一していない調査方法が一部あるため、正確性を高めるための改善を行うこと。
2. 評価に基づく、サービス内容の改善については、保険者として、指導の徹底を図ること。
3. センターの主体的かつ継続的な機能の向上が行われるよう、評価結果を活用した、センターによる機能アップ３か年計画のPDCAサイクルによる検証を実施し、あわせて、定期的な第三者評価を行うこと。

（４）第三者評価の結果から、地域や法人毎の特色等により、センターの業務において得手不得手が見えたため、センター間で相互に学びあう協力体制を築くとともに、全センターで学びを共有し、レベルアップを図る取組を検討すること。 | （１）平成29年度にアンケート調査を行った。今後のアンケート調査の実施にあたっては、標準化した手法を実施できるよう検討を行っている。（２）評価結果に基づく改善計画の報告を各地域包括支援センターから受けている。改善内容の取り組みについて、随時確認を行っている。（３）各地域包括支援センターにて機能アップ３か年計画に基づき毎年度の事業計画書の作成を行っている。また、度末に事業報告書の作成を行い、振り返りをするとともに事業の運営について点検を行っている。評価にあたっては、区の評価指標を活用するとともに、国の評価指標の有効性を検討し、今後の地域包括支援センターの事業評価の手法に取り入れた。また、保険者機能強化推進交付金の評価指標など多様な視点の評価軸にて、区としてセンターに対する事業実施状況を確認してきた。今後、アンケート調査の実施など、第三者の視点を取り入れた評価の実施を検討している。（４）連絡事項の伝達が中心となっていた地域包括支援センター連絡会に代えて、令和２年度からは地域包括支援センター内部検討会専門部会を実施している。各センター長が、３つの専門部会のいずれかに所属し、法人やセンターの枠組みを越えて少人数で活発な意見交換を行い、全体会において情報共有を図るなど、センターが自ら具体化した課題に対して、意識の統一化を図っている。 |

**３　職員の人材育成について**

|  |  |
| --- | --- |
| 提言 | 対応状況 |
| 1. センター機能の充実にはセンター職員をまとめ率いるべき管理者の役割が重要であり、管理者加算として金銭的な面については予算化を図っているが、管理者が備える資質向上のために研修等を実施し強化することを求める。

（２）センター各職員が計画的に研修を受講するとともに、各センターにおいては適切なＯＪＴを実施するよう人材育成の環境を整備し、職員がやりがいを持って効率的に業務の推進を図れるよう支援すること。（３）職員のコミュニティワークに関する教育研修を実施・継続することで、地域への具体的な展開方法を習得し、あわせて、地域包括ケアシステムへの理解を得ながら地域の課題解決に向けた取組を支援すること。 | （１）費用面の予算化としては、地域包括支援センターにおける管理者の役割の重要性を加味し、人件費に管理者加算しているところである。また、センター職員向けとは別に管理者向けにリスクマネジメント研修を行い管理者の資質向上に向けた研修を実施している。（２）研修に関しては、東京都等の関係機関の専門研修の周知及び取りまとめ・推薦を行い包括職員に受講を促し、積極的に参加してもらっている。また、区主催で新任職員研修・リスクマネジメント研修・クレーム対応研修等を実施。加えて令和２年度には新型コロナウイルスに関する知識を得るため、感染症予防研修を行い、各センター職員の知識向上へ務めた。業務の効率化としては、会議や研修等にWeb会議を取り入れ集合型にとらわれない環境を整備した。（３）地域の高齢者の自助力・互助力の両方を強化・推進し、高齢者が地域とつながり、支え合い、住み慣れた地域で生活できるような体制づくりを強化するため、見守りささえあいコーディネーターの育成や地域ささえあい強化推進員の配置・育成支援を行っている。また積極的に地域支えあい強化推進員専門勉強会や生活支援コーディネーター研修を実施し、スキルアップの支援をしている。 |

**４　認知症施策推進に係る役割について**

|  |  |
| --- | --- |
| 提言 | 対応状況 |
| 1. 認知症への正しい理解を広めるため、認知症サポーター養成講座の開催を推進すること。また、子育て世代や子ども世代への啓発にも取り組むこと。
2. 徘徊があった場合に備え、早期の発見・保護につながるよう見守りメールの普及啓発に努めること。また、地域ぐるみで高齢者の見守り訓練を行うなど地域住民が実際に見守る行動ができるようになるための具体的な取組を定着させること。

（３）介護者の精神的負担の軽減に資するよう、認知症の当事者や家族を地域のネットワークで支え、孤立化防止を図る取組を推進すること。また、若年性認知症の支援についても、関係機関に適切につなげる仕組みを検討すること。 | （１）特別出張所等を会場とし、地域包括支援センターが主催する講座（個人参加型）を継続実施するとともに、地域団体等からの開催依頼については、地域包括支援センターから講師の資格を持つ職員（キャラバンメイト）等を派遣し実施している。日頃の地域との連携過程の中で、子育て世代グループからの開催依頼にも対応した。また、区として、小・中学校校長会等に対して、開催に向けた案内を行い、小中学校と包括が連携し、児童を対象とした講座にも応じている。（２）「高齢者見守りメール」ついて、地域との様々な連携の場で啓発活動を行っている。区としても、区報や区設掲示板等で定期的に事業周知をするとともに、メール配信時の受け手となる協力員への登録促進にも取り組んでいる。認知症サポーター養成講座の開催時にも受講者へ事業周知を行っている。また、区と地域包括支援センターが協力し、平成30年度は蒲田西地区、令和元年度は萩中地区において、見守りメールを活用した「高齢者見守り訓練」を実施した。　民生委員、町会・自治会、社会福祉協議会、シニアクラブ、商店、介護事業所、障害者支援施設、専門学校生等多くの参加があり、認知症の方等を支え見守る地域住民の意識を高めることができた。（３）各地域包括支援センターにおいて、認知症地域支援推進員を中心に、認知症カフェを開催している。ご本人や家族、地域住民の方などが気軽に集い、医師など専門職の話を聞いたり、自由に話をするなど様々な活動に取り組んでいる。　若年性認知症の支援については、区は、令和元年７月から、区立下丸子高齢者在宅サービス支援センターにおいて、認知症対応型生活介護の枠内で、大田区若年性認知症デイサービス事業を開始した。また、令和２年10月に、「大田区若年性認知症支援相談窓口」を特別養護老人ホームたまがわ内に設置し、ご本人や家族が抱える様々な課題の解決に向け、多機関と連携を図りながら支援に取り組んでいる。地域包括支援センターに相談が寄せられた際には、支援相談窓口と連携をしながら、状況に応じた支援に取り組んでいる。 |